

戦没者などのご遺族へ 第十二回特別弔慰金の申請はお済みですか

⑨ 福祉課 地域福祉係 ☎096(232)4913

戦没者などの死亡当時のご遺族で、4月1日に「恩給法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合、次の順番で先順位の遺族1人に特別弔慰金を支給します。

支給対象者

- ① 4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
(※戦没者などの死亡当時における生計関係などにより順番が入れ替わります。)
- ④ ①～③以外の戦没者などの3親等内の親族
(※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上)

令和7年度 菊陽町職員採用試験 (令和8年4月採用追加募集)

職種	試験区分	採用予定数	従事する主な職務
一般事務	高校卒業程度	2人程度	町長部局または教育委員会部局などに勤務し、一般事務の職務に従事する。
土木 I	高校卒業程度	2人程度	町長部局または教育委員会部局などに勤務し、土木技術の職務に従事する。
土木 II	民間企業等職務経験者	2人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、建築技術の職務に従事する。
建築 I	高校卒業程度	1人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、建築技術の職務に従事する。
建築 II	民間企業等職務経験者	1人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、精神保健福祉士の職務に従事する。
精神保健 福祉士	民間企業等職務経験者	1人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、精神保健福祉士の職務に従事する。

※原則、令和8年4月1日の採用となります。

試験日

1次試験 令和8年1月10日(土)

試験会場

菊陽町役場

受付期間

12月1日(月)～19日(金)

受験資格や申し込みなどに関する詳しい内容は、
町ホームページをご確認ください。



詳しくは
こちら

道路の維持管理の取り組みを紹介します

⑨ 建設課 管理係 ☎096(232)2115

～道路・公園異常通報システム～

道路・公園異常通報システムは、道路や公園の異常を発見した際に、スマートフォンやパソコンから、写真や場所の情報を町へ通報できるシステムです。町でもパトロールを実施していますが、町道は約900路線、公園は144カ所もあり、皆さんからの投稿は道路・公園の維持管理を行う上でとても有益な情報です。

令和5年度から「道路異常通報システム」として運用を開始したこのシステムは、今年度10月より公園の通報機能を加えることで、誰もが利用しやすい道路・公園を目指します。

散歩や通勤通学時などに道路の損傷や公園の異常を発見したことはありませんか？そんなときはぜひ、道路・公園異常通報システムにてご一報ください。

※県道・国道の異常については以下の連絡先へ

- 国道57号に関すること
道の相談室 ☎#9910
- 県道・国道443号に関すること
県北広域本部 維持管理課
☎0968(25)2165



詳しくは
こちら

～道路パトロール車、巡回中～

町では道路の安全を守るために、道路パトロールを実施しています。毎日、町内の道路を巡回し、ポットホール(道路舗装がはがれてできる穴)がないか、側溝ふたの割れがないかなど皆さんが安全に道路を利用するためのパトロールをしています。道路の異常を見つけるためにゆっくり走っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

～A Iを活用した道路パトロール～

町のパトロール車にはA Iを活用した道路診断システムを導入しています。このシステムは、ドライブレコーダーで撮影した映像をA Iが解析し、道路のひび割れや凸凹などを教えてくれるシステムです。人間の目とA Iの目、二つの目で皆さんを利用する道路の異常を発見します。



詳しくは
こちら

豊かな農地と清らかな水、そして美しい農村環境を守る活動 菊陽町農地水広域協定

⑨ 菊陽町農村環境保全隊事務協議会 ☎096(293)7522 / 農政課 ☎096(232)4916

菊陽町農地水広域協定では町の農業環境を守るために農道の草刈り、水路の補修や清掃、関連施設の保守管理などの活動に取り組んでいます。

また、農道のゴミ拾いや花植えは地域の子ども会や老人会と協力して活動しています。

美しい農村風景を保ち農業を守るために、みなさんのご協力をお願いします。

2025年度活動組織(22支部)

古閑原、入道水、柳水、馬場、鉄砲小路、新町、南方、中尾、上中代、出分、中代、川久保、津留、大堀木、上津久礼、下津久礼、井口、辛川、曲手、馬場楠、戸次、原水



水路の清掃、泥上げ



水路沿いの防草シート設置



大雨後の水路点検



水路沿いの花壇整備、花植え



農道の草刈り



農道のゴミ拾い



詳しくは
こちら



詳しくは
こちら